

地方公共団体情報システム機構認証事務管理規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本原則（第4条—第8条）

第3章 管理体制（第9条・第10条）

第4章 安全管理（第11条—第21条）

第5章 その他（第22条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）における認証事務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 認証事務従事者とは、機構の役員及び職員のうち認証事務に従事する者をいう。
- (2) 情報資産とは、情報（データを含む）、ソフトウェア、ハードウェア（ネットワークを構成する機器を除く）、ネットワーク及び記録媒体をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、認証事務従事者及び公的個人認証サービスシステムのうち、機構が整備・管理責任をもつ範囲における情報資産、建物及び関連設備に適用する。

第2章 基本原則

（機密性の確保）

第4条 認証業務情報の保護を優先事項として、漏えい等から保護するための措置を講ずる。

（正確性の確保）

第5条 認証業務情報を常に最新かつ正確な状態を保つとともに、滅失及び毀損から保護するための措置を講ずる。

（継続性の確保）

第6条 認証事務の継続性を確保し、公的個人認証サービスシステムの運営に支障をきたさないための措置を講ずる。

(総合的なセキュリティ対策)

第7条 認証業務情報のセキュリティ対策は、制度面、技術面及び運用面から抑止、予防、検出及び回復の措置を講じ、継続的に実施する。

(使用の限定)

第8条 認証事務に係る情報資産は、実施に必要なものに限定するとともに、法令等に定める場合以外に使用してはならない。

第3章 管理体制

(統括管理責任者)

第9条 認証事務の実施に係る事務を統括管理する者として統括管理責任者を置く。

(認証事務運営会議)

第10条 認証事務運営会議を設置する。

- 2 認証事務運営会議は、統括管理責任者及び関連部門の責任者等により構成する。
- 3 認証事務運営会議は、統括管理責任者が招集する。
- 4 認証事務運営会議においては、認証事務を適正かつ確実に実施するため、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 認証事務管理規程の管理及び見直し
 - (2) 認証事務管理規程に基づく各種規則等の管理及び見直し
 - (3) 認証事務従事者への意識の啓発及び計画的な教育の実施
 - (4) 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第26条第1項に基づく認証業務情報保護委員会への協力
 - (5) その他セキュリティ対策に必要な措置

第4章 安全管理

(認証業務情報の安全管理)

第11条 認証業務情報の機密性、正確性及び継続性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 認証業務情報の入力を適正に実施するための必要な措置
- (2) 認証事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体の保存及び廃棄を適正に実施するための必要な措置
- (3) 認証業務情報の提供を適正に実施するための必要な措置
- (4) 認証業務情報の消去を適正に実施するための必要な措置
- (5) 認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置

(ソフトウェアの適正な管理)

第12条 認証事務に係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ソフトウェアの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を講ずる。

(ハードウェアの適正な管理)

第13条 認証事務に係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ハードウェアの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を実施するとともに、電源対策、空気調和対策、防災対策、防犯対策等を講ずる。

(ネットワークの適正な管理)

第14条 認証事務に係る処理における機密性、正確性及び継続性を確保するため、ネットワークの適正な管理を行い、不正アクセスの防止及び障害対策等の措置を実施するとともに、電源対策、空気調和対策、防災対策、防犯対策等を講ずる。

(施設の適正な管理)

第15条 操作者の認証等により、認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理、その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置を講ずる。

(オペレーション管理)

第16条 公的個人認証サービスシステムに係る電子計算機等の操作手続等に関して、適正な管理を行うために必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第17条 認証事務従事者及び認証事務従事者であった者に対し、認証事務に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させる。

(意識の啓発及び教育)

第18条 認証事務従事者に対し、認証業務情報を扱うことの重要性に鑑み、公的個人認証サービスシステムの適正な管理に関する意識の啓発を行うとともに、教育に関する計画を策定し実施する。

(不正な操作への対応)

第19条 認証事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が、不正に操作された疑いがある場合における調査、その他不正な操作に対する連絡手続及び対処方法を定める等の必要な措置を講ずる。

(災害時等の対応)

第20条 公的個人認証サービスシステムの運用に支障をきたすおそれがある災害等の発生に迅速に対処できるよう連絡手續及び対処方法を定め、認証事務従事者に対し周知徹底させる。

(監査)

第21条 認証事務について、第三者機関による監査及び内部監査を実施する。

第5章 その他

(懲戒)

第22条 認証事務従事者が故意又は過失により認証事務に重大な支障をきたした場合には、地方公共団体情報システム機構職員就業規程に定める懲戒の措置を行う。

(損害賠償請求等)

第23条 認証事務従事者及び認証事務従事者であった者が、認証事務に重大な支障をきたす等の行為を行った場合、損害賠償請求及び刑事告訴等の措置を行う。

(法令の遵守)

第24条 認証事務従事者及び認証事務従事者であった者は、法及び公的個人認証サービスシステムに関連する他の法令を遵守する。

(委託先事業者における認証業務情報の保護)

第25条 委託先事業者の選定については、個人情報保護措置の実施状況等を考慮する。

2 認証事務に係る電子計算処理等の一部を委託する場合は、認証業務情報の保護のため

に次の各号に掲げる事項を委託先事業者と取り交わすものとする。

- (1) 法第44条第2項に規定する認証業務情報の安全確保に関する事項
- (2) 法第49条第1項に規定する認証業務情報の秘密保持義務に関する事項
- (3) 意識の啓発及び教育に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 法令の遵守に関する事項
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託又は請負わせる場合の制限、事前申請及び承認に関する事項
- (7) その他認証業務情報保護に必要な措置に関する事項

3 委託先事業者に対し、適切な監督を行うものとする。

(雑則)

第26条 この規程については、法の改正、情報技術の進展に伴う公的個人認証サービスシステムの変更又はその他の事由により、適宜見直しを行うものとする。

2 この規程の実施のための手続きその他その施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。